



守山市 記者提供 資料

令和 4 年 10 月 28 日

担当部署 企画政策課

担当者 中島

電話 077-582-1162

FAX 077-582-0539

滋賀県知事、滋賀県議会議長への意見書提出について【再掲】

現在、滋賀県においては、滋賀県立 3 病院の経営形態の在り方について、専門委員会等で検討をされているところです。

こうした中、本市議会では、令和 4 年 9 月定例月会議において、別添の「県立総合病院等の経営形態の在り方について十分な議論を求める意見書」を全会一致で可決し、今般、その意見書を直接提出すべく、下記日程により、筈井市議会議長が滋賀県庁を訪問し、三日月滋賀県知事、岩佐滋賀県議会議長にそれぞれに意見書を提出いたします。(宮本市長同席予定。)

【日 時】 11 月 2 日(水) ・ 午後 2 時 45 分から 【県知事】

・ 午後 3 時 15 分から 【県議会議長】

【場 所】 滋賀県庁 知事室、県議会議長室

【意見書】 別紙のとおり

県立総合病院等の経営形態の在り方について十分な議論を求める意見書

現在、滋賀県においては、滋賀県立3病院の経営立て直しや安定化を図るべく、経営形態の在り方について、専門委員会等で検討が行われているところである。

とりわけ、守山市内に所在する「滋賀県立総合病院」は、前身の「県立成人病センター」の時代から、広域の高度急性期医療を担う拠点病院として、守山市民はもちろん、県民全体の命と健康を支える重要な役割を果たしている。

また、守山市内に所在する「小児保健医療センター」は、難治・慢性疾患の子どもを対象とした小児専門医療を担う拠点病院として、県民のみならず、全国の子どもたちの小児医療を支えている。

このように、滋賀県立総合病院等は、地域医療及び広域医療の観点から、現時点でも重要な役割を果たしており、今後とも、この重要な役割が変わることはないのは勿論のことである。

このため、現在、滋賀県で進められている県立総合病院等の経営形態の在り方については、長期的な視点を持ちながら、また、専門家等の意見を十分に聴取しながら、持続可能な医療を提供する体制整備の観点から、丁寧に議論されるべきである。

よって、滋賀県においては、県立総合病院等の経営形態の在り方について、以下の点に十分留意し、慎重な議論を行うことを強く要望する。

- 1 経営形態の在り方については、安易に地方独立行政法人化の結論に至るのではなく、長期的かつ安定的な視点から十分に議論を尽すこと。
- 2 当該議論の経過を県民に広く発信し、必要に応じて意見聴取を行うこと。
- 3 今後の経営形態がいずれの結論に至るにしても、病院経営のトップには大学病院の院長などを経験され病院経営を熟知している者を配置し、安定的かつ長期的な病院運営が行える体制整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

滋賀県守山市議会議長 藤木 猛

滋賀県知事 三日月 大造 様